

# 離島割引運賃の適用対象が拡大されます

## ～群島外で学ぶ学生さんの、鹿児島＝奄美群島間の移動が便利に～

### ■ 準住民とは？

「奄美群島外の学校等に在学する者で、奄美群島の住民に扶養されている方」を準住民として、離島割引運賃の適用対象が拡大されます。

### ■ 対象者は？

奄美市に住民票がある方に扶養されている群島外の学校等に在学する方  
※「学校等」とは、学校教育法において規定する小・中・高・大学等の「学校」、専修学校及び各種学校をいいます。

### ■ 割引になる路線は？

鹿児島＝奄美群島各島の路線・区間（船・飛行機）  
※ 県内路線が対象です。

### ■ 利用方法は？

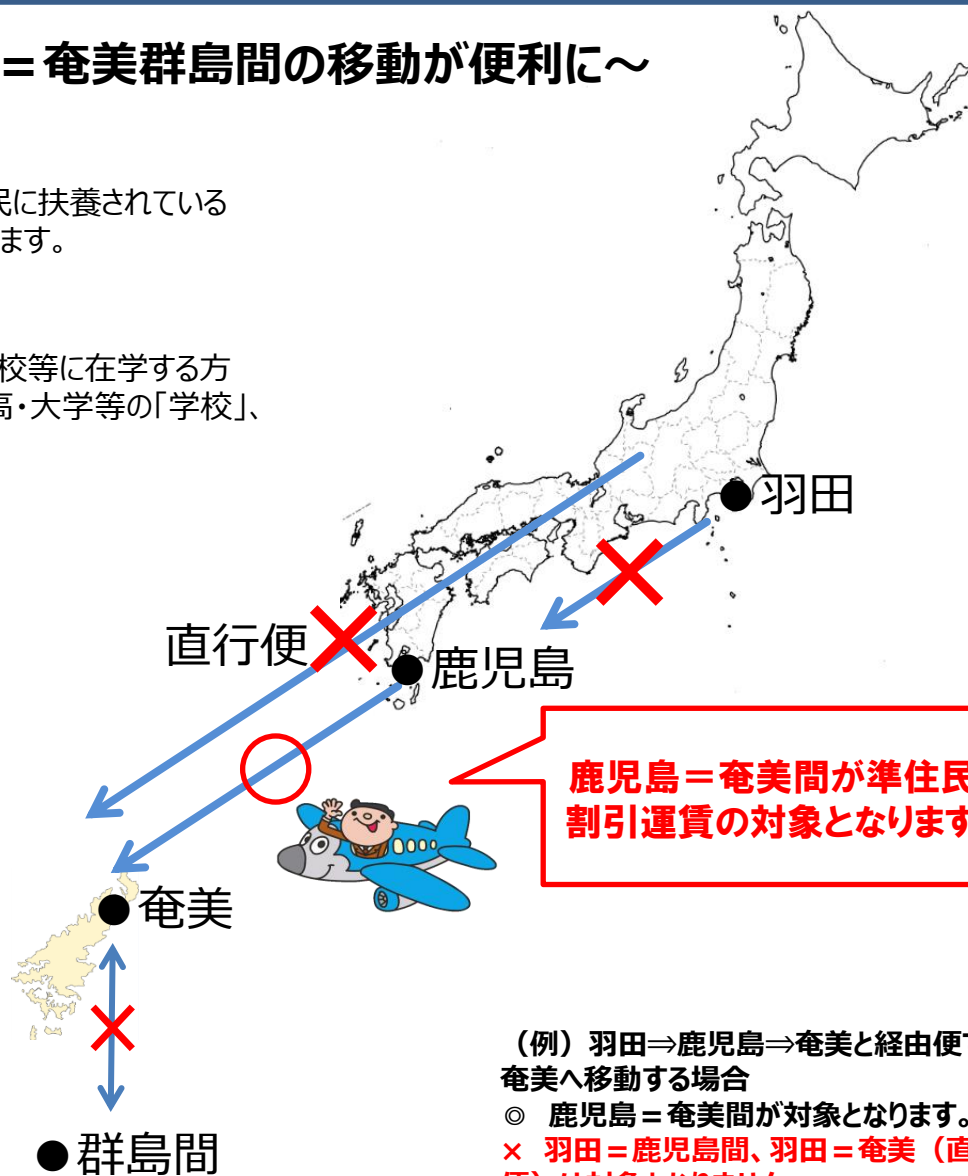
予約・購入や搭乗・乗船手続きの際、準住民用離島航空割引カードをご提示ください。年間を通じていつでも利用できます。

### ■ カードの発行場所は？

奄美市役所各総合支所の市民サービス係窓口  
申請に必要な手続き等については、各総合支所市民サービス窓口までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

名瀬総合支所：市民課 電話0997-52-1111  
住用総合支所：市民福祉課 電話0997-69-2111  
笠利総合支所：市民課 電話0997-63-1111



（例）羽田⇒鹿児島⇒奄美と経由便で奄美へ移動する場合

- 鹿児島＝奄美間が対象となります。
- × 羽田＝鹿児島間、羽田＝奄美（直行便）は対象となりません。

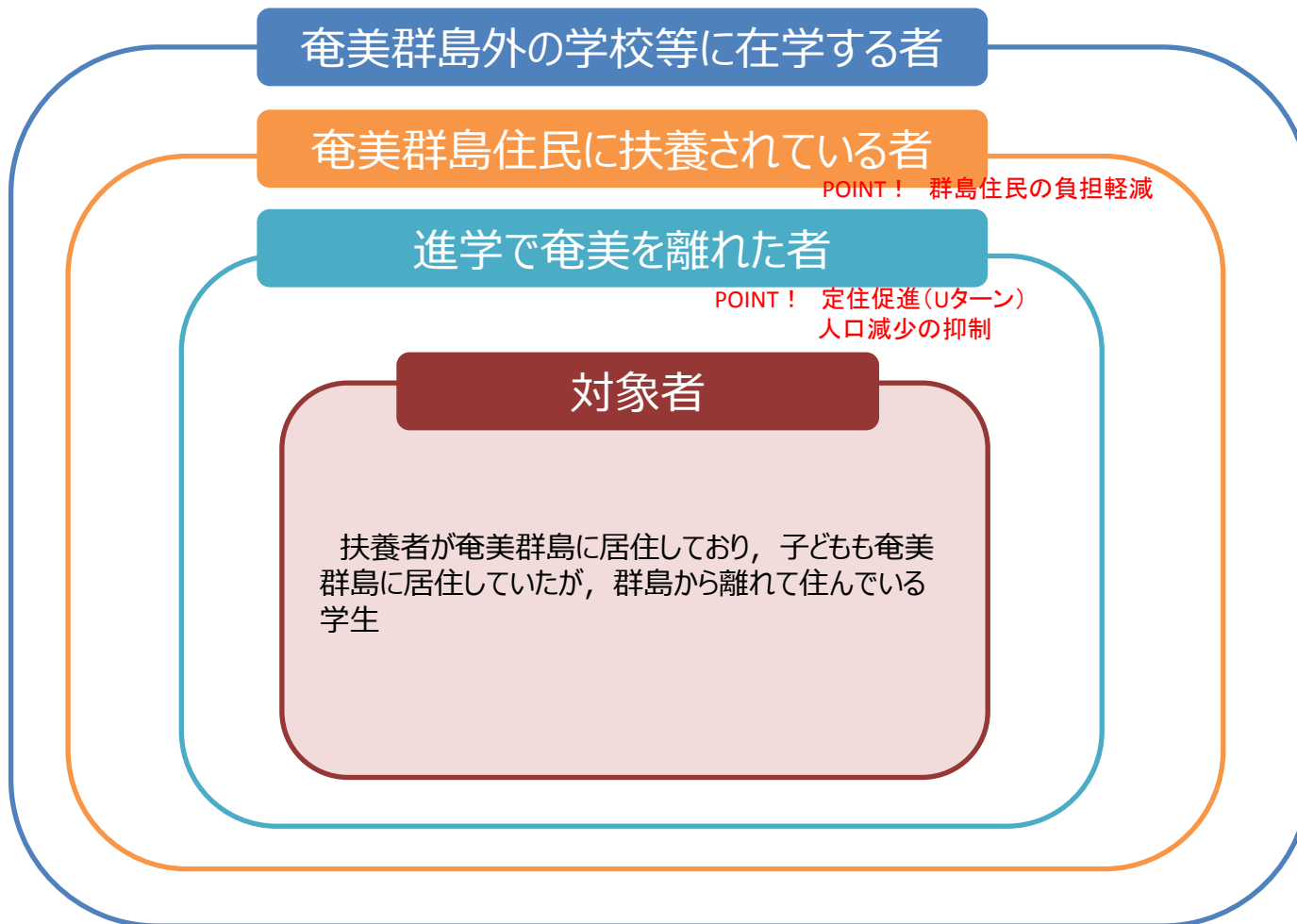
× 奄美群島間の移動は対象となりません。

# ■ 制度の目的、対象者について

## 制度の目的

奄美群島においては、沖縄と比較した場合、利用者数や便数、使用機材の大きさなどに差があることから、航空運賃が割高となっており、住民や交流人口の移動において大きな負担となっています。また、奄美群島内には大学がないことから、進学により高校卒業とともに島外に転出することが多く、割高な航路・航空路運賃と相まって、人口減少の一因や、Uターンによる定住が進まない一因ともなっております。

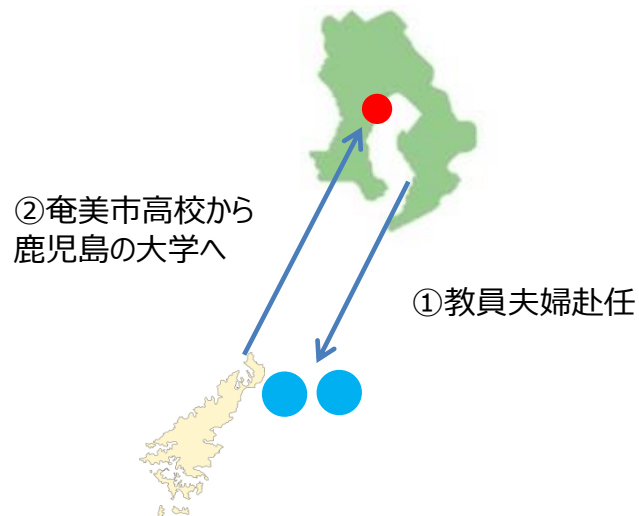
よって、奄美群島外の学校等（大学、高等学校、専修学校、各種学校等）に在学する者で奄美群島の住民に扶養されているもの等について、住民並みの割引を適用させることで、群島住民の家計の負担軽減や人口減少の抑制、定住促進等を図ることを目的としております。



## ■ 準住民の対象者について

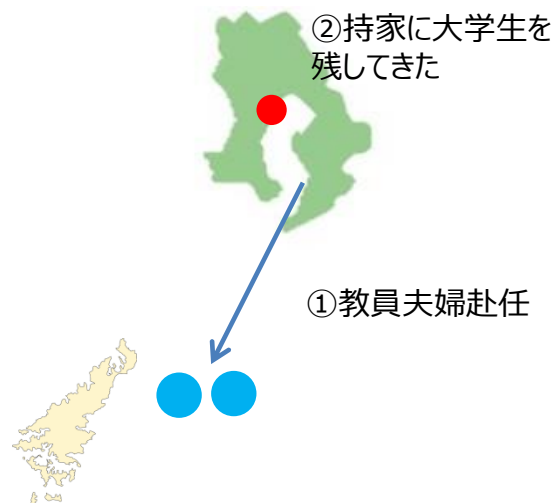
1. 鹿児島市から奄美市に赴任した教員夫婦の子が、奄美市の高校から鹿児島の大学へ進学した場合、当該子は準住民として取り扱うことができるか。

⇒ 準住民の対象となる



2. 鹿児島市から奄美市に赴任した教員夫婦が、鹿児島市の持家に大学生の子を残したまま赴任してきた場合、当該子は準住民として取り扱うことができるか。

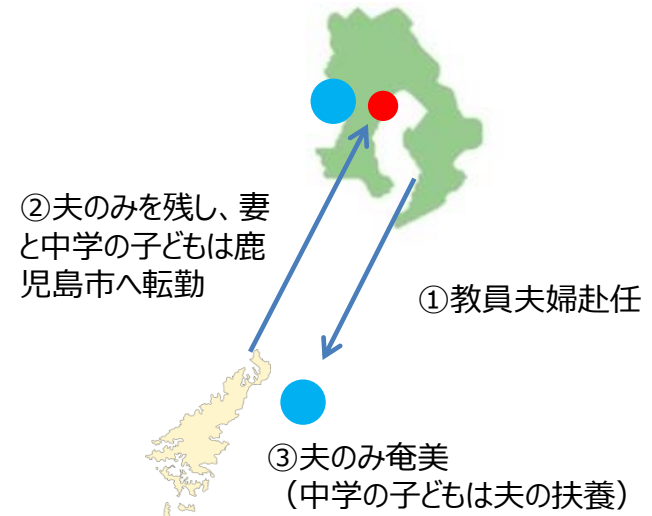
⇒ 対象とならない



## ■ 準住民の対象者について

3. 鹿児島市から奄美市に赴任した教員夫婦が、妻の転勤に伴い夫のみを奄美市に残し、妻と中学生の子は鹿児島市に移住することとなった。当該子は夫の被扶養者であるが、準住民として取り扱うことができるか。

⇒ 対象とならない



4. 鹿児島市から奄美市に赴任した教員（奄美市出身）が奄美市の持家に居住することになったが、妻は勤務の都合上鹿児島市に残り、子は福岡の大学の寮に住んでいる。当該子は準住民として取り扱うことができるか。

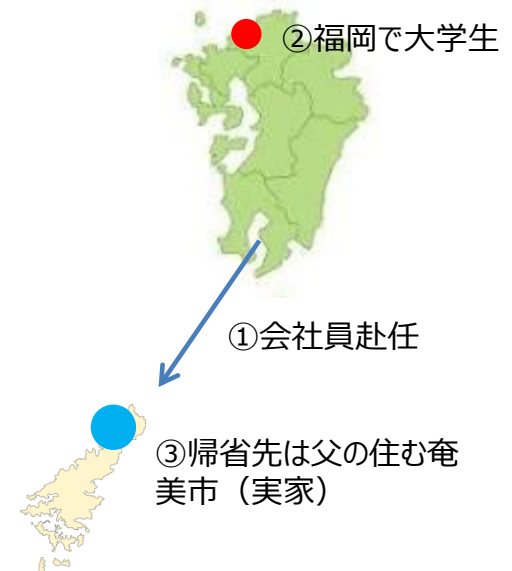
⇒ 対象とならない



## ■ 準住民の対象者について

5. 鹿児島市から奄美市に単身で赴任してきた会社員（ひとり親）には福岡で大学に通う子がいるが、子の帰省先（実家）は父の住む奄美市であるとのこと。当該子は準住民として取り扱うことができるか。

⇒ 対象とならない



6. Iターンで奄美市に移住した家族が、移住元の福岡市に大学生の子どもを残してきた場合、当該子は準住民として取り扱うことができるか。

⇒ 対象とならない



## ■ 準住民の対象者について

7. 奄美市から鹿児島市に単身赴任をした者の扶養親族。  
保険証で確認できる扶養者は単身赴任で奄美市に住民登録していない父であるが、申請人（子）の自宅は奄美市にあり、父と婚姻継続中の母が住んでいる場合、当該子は準住民として取り扱うことができるか。

⇒ 準住民の対象となる

